

発注者責任を果たすための具体的施策のあり方(第二次とりまとめ)に対するパブリックコメントの結果について

国土交通省大臣官房技術調査課技術管理第二係長

ます たつろう
増 竜郎

1

はじめに

平成10年4月より発足した「発注者責任研究懇談会」は、公共事業の執行方式の改善策等を検討するために、学識経験者や民間の方々を委員として検討を重ねてまいりました。平成11年3月に(中間とりまとめ)、平成12年3月に「発注者責任を果たすための具体的施策のあり方(第一次とりまとめ)」,そして、平成13年3月に「発注者責任を果たすための具体的施策のあり方(第二次とりまとめ)」を提言してまいりました。このたび、この第二次とりまとめに対するパブリックコメントを、県市町村の地方自治体をはじめインターネットを通じて一般の方々を対象に実施いたしました。そのパブリックコメントの集計結果を報告いたします。

2

調査手段,項目

(1) 調査手段

パブリックコメント調査は、全国の地方公共団体へのアンケートおよび国土交通省ホームページでの意見募集の2種類の方法で行いました(表1)。

表 1

	地方公共団体へのパブリックコメント調査	一般市民へのパブリックコメント調査
調査手段	全国の地方公共団体へ調査用紙送付	国土交通省ホームページにて意見募集
調査期間	6～7月	

(2) 調査項目

パブリックコメント調査の調査項目は以下に示すとおりであり、第二次とりまとめに対する意見収集を行いました。

1) 発注者と受注者の役割について

- ① 補完方策の優先順位
- ② 発注者支援を受けることの課題
- ③ 品質保証制度を採用することの課題
- ④ 受注者の業務を増やすことの課題
- ⑤ 発注者の体制評価のチェックシート
- ⑥ チェックシート作成における今後の進め方

2) 発注者支援制度等について

- ① 発注者と支援者の責任分担
- ② 支援の必要性が高い発注者業務
- ③ 支援者の能力要件の確認方法
- ④ 制度確立に向けた環境整備
- ⑤ 発注者支援制度の促進方策
- ⑥ 品質保証制度の導入

⑦ 品質保証制度を導入したら良いと思われる工
事

3) 的確な企業の選定方法について

3 パブリックコメント調査の結果

上記の調査項目のうち、代表的なものについて抽出し、調査結果を報告いたします。

(1) 発注者と受注者の役割について

1) 補完方策の優先順位について

発注者は自らの組織体制で発注者側の業務を行うことが困難となる場合の補完方策として(①発注者支援を受け発注者の業務を代行させる。②品質保証制度を採用して発注者の業務を軽減する。③受注者側に任せる業務を増やし発注者側の業務を減らす。)の三つの選択肢が考えられ、この三つの選択肢のうち、どの補完方策から実施すべきと思われるかとの質問に対し、図 1 のような結果が得られました。

この結果より、発注者である各自治体は、発注者業務の補完方策として「発注者支援を受ける」を優先順位の 1 位に挙げる意見が大半を占めてい

ることが分かります。また、受注者としての立場(施工会社、コンサルタント)の人が回答者の60%を占めるインターネットにおける回答状況も、各自治体と同様の回答状況となっています。

2) 発注者支援を受けることの課題について

発注者支援を受け発注者の業務を代行させる方式を実施する場合、(①支援者の責任には限界があり、社会的損失への対応が困難。②支援者の業務内容とこれに伴う責任をあらかじめ文書等のできる限り明確にしておく必要がある。③発注者の業務を公正・中立に代行する者が必要である。④発注者には業務に適した支援者を調達しそれを適切に実施させるマネジメント能力が求められる。)のような課題が考えられますが、これらの課題の他に考えられるものがあれば記入して下さいとの質問に対し、図 2 のような結果が得られました。

ここでは、第二次とりまとめで議論した課題以外の発注者支援を受けることの課題については、都道府県・政令市、市・特別区および町・村とで差異が見受けられます。都道府県・政令市では入札方式・選定基準を課題とする意見が多く、町・

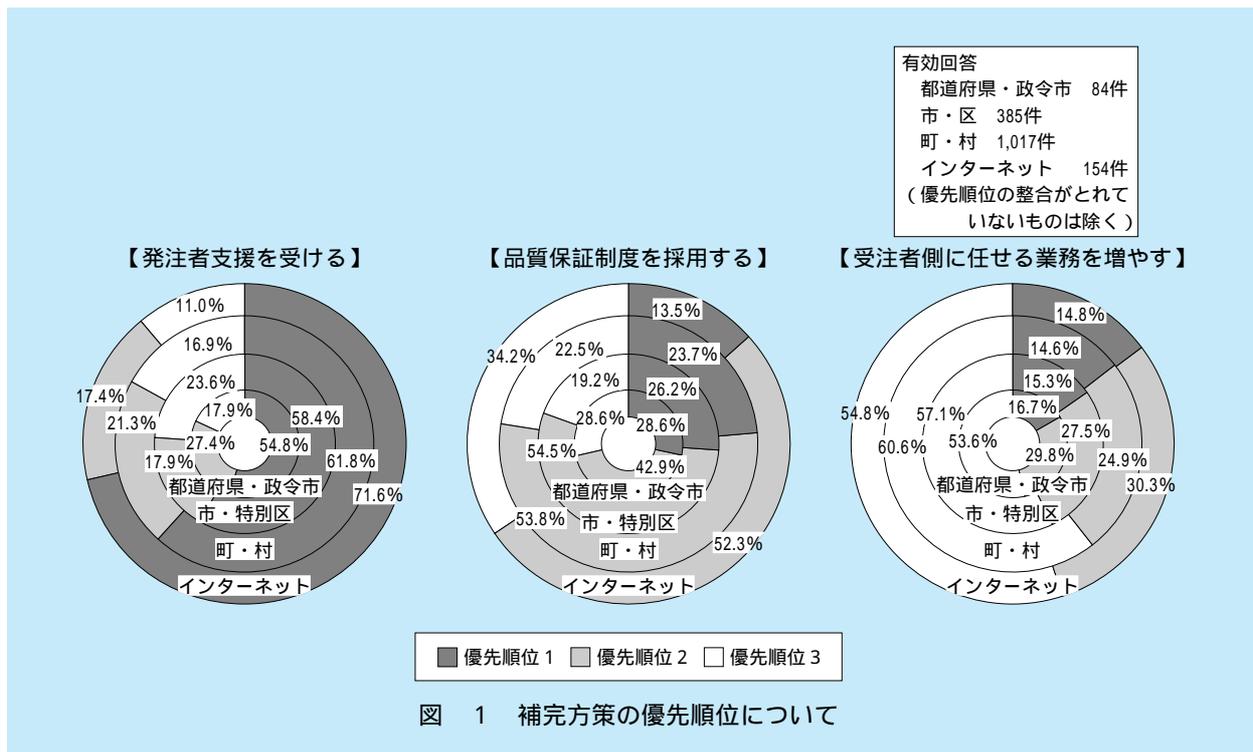


図 1 補完方策の優先順位について

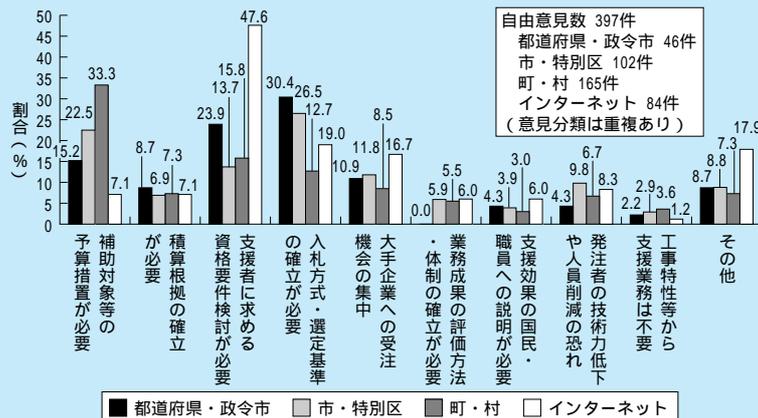


図 2 発注者支援を受けることの課題について

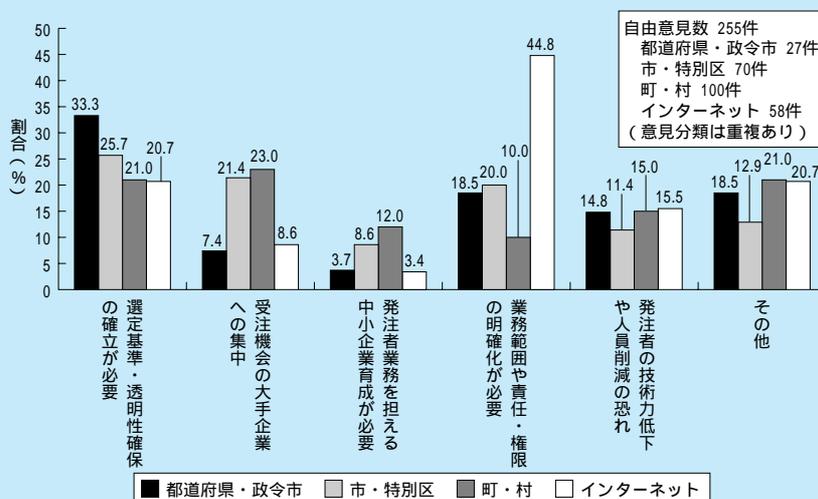


図 3 受注者の業務を増やすことの課題について

村では予算措置を課題とする意見が多く見受けられます。これらは、自治体の予算規模や工事特性が反映されているものと考えられます。インターネットの意見では、支援者の資格要件を挙げる意見が多くなっています。これは、新たな市場とも考えられる発注者支援業務に対し、その受注要件として関心を持っていることの現れと考えられます。

3) 受注者の業務を増やすことの課題について
受注者側に任せる業務を増やし発注者側の業務を減らす方式を実施する場合、(①強い信頼関係にある受注者を選定するために技術交渉方式等を含めそれに適した入札契約制度の検討が必要となる。②契約後、設計変更等で技術提案を受けた場

合には、価格等のことを考慮して内容については第三者によるチェック等、何らかの対応をとる必要がある。③発注者責任を果たす観点から、適用業務の範囲には自ずと限界がある。)のような課題が考えられますが、これらの課題の他に考えられるものがあれば記入して下さいとの質問に対し、図 3 のような結果が得られました。

これによると、自治体およびインターネットの意見では、選定基準・透明性確保の確立を課題とする意見が多く見受けられます。また、市・特別区や町・村では、地元の中小企業の受注機会が減り、大手企業に集中することへの懸念を課題とする意見が多く見受けられます。インターネットの意見では、発注者業務を受注者側に任せたい場合の

業務範囲や責任・権限の明確化を課題とする意見が多く見受けられます。これは、受注者として、増加する業務の業務範囲や責任・権限がどのようなものとなるかに関心があることを反映していると考えられます。

(2) 発注者支援制度等について

1) 支援の必要性が高い発注者業務について

工事発注段階以降の発注者業務として、(工事内容評価等、入札契約方式と企業選定、技術審査等、工事監督等、検査・支払い、工事实績評価)のような業務が考えられ、この中で、支援の必要性が高いと考えられる業務について、該当するものにチェックして下さいとの質問に対しては、図4の結果が得られました。

ここでは、各自治体およびインターネットの意

見ともに、「工事内容評価等」「技術審査等」「工事監督等」に支援が必要との意見が多く見受けられます。町・村における工事では、「技術審査等」が必要となる工事の発生頻度は少ないと考えられますが、必要が生じた場合には支援を受ける必要性を指摘する意見が見受けられました。

2) 制度確立に向けた環境整備について

発注者支援制度確立に向けて支援者登録等の「支援者の要件審査に係わる事項」、契約書等の「支援者との契約に係わる事項」、成績評価を含めた「支援者の選定に係わる事項」を整備する必要がありますが、当面支援を採用する際に、優先的に整備が進められていることが望ましいものは何ですか、また、他にどのようなものがあると思われますか、との質問に対しては、次のような結果

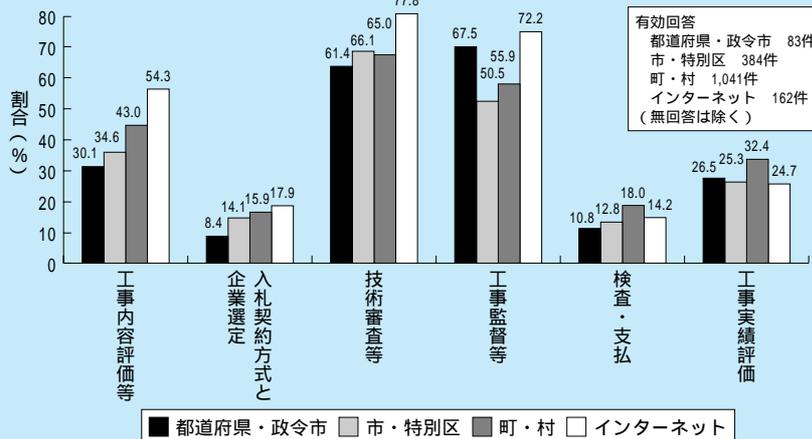


図 4 支援の必要性が高い発注者業務（選択割合）について

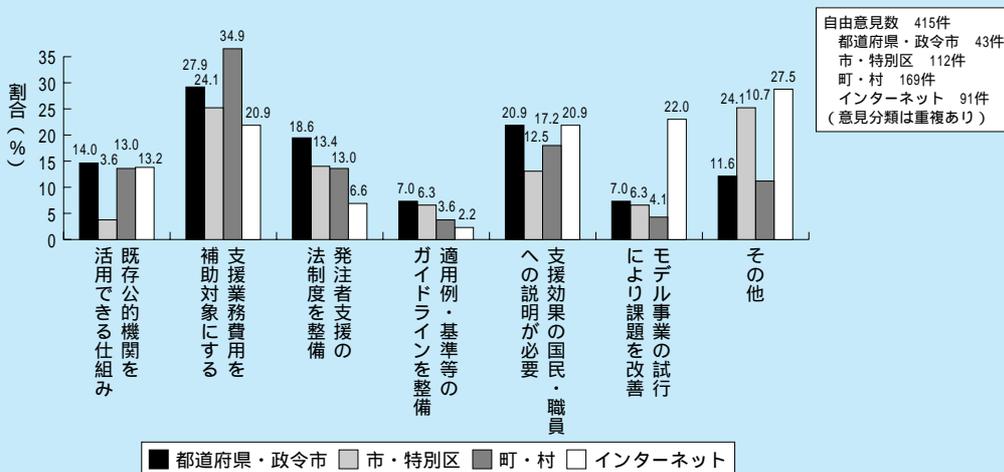


図 5 発注者支援制度の促進方策について

が得られました。

各自治体ともに、支援者に関する情報の整備を求める意見が約75%を占めています。また、アンケートで示した選択肢以外の環境整備としては、町・村において、建設技術センターおよび土地改良事業団体連合会等の公的機関を活用できる仕組みの必要性が指摘されています。

3) 発注者支援制度の促進方策について

今後、発注者支援制度の採用を促す方策として考えられるものがあれば記入して下さいとの質問に対し、図 5の結果が得られました。

ここでは、発注者支援を促進する方策としては、すべての自治体を通じて、支援業務費用の補助対象化を望む意見が見受けられます。また、支援業務の効果について国民・職員に対して説明することの必要性を指摘する意見も多く見受けられます。インターネットの意見では、モデル事業の試行の必要性が数多く指摘されています。

4) 品質保証制度の導入について

土木構造物において品質保証制度を導入することに対する意見としては、次のとおりです。

品質保証制度の導入にあたっては、工事特性に応じた保証範囲を設定しなければならないとする意見が多く見受けられます。また、インターネットの意見では、施設に問題が生じた場合の責任所在を判断することが困難との指摘があり、多様な要因から責任の所在を明らかにするための第三者機関等による評価体制の整備を指摘する意見も見受けられます。

5) 品質保証制度を導入したら良いと思われる工事

品質保証制度を取り入れたら良いと思われる工事について、また、その工事を選定された理由をご記入下さいとの質問に対しては、図 6の結果が得られました。

ここでは、各自治体およびインターネットの意

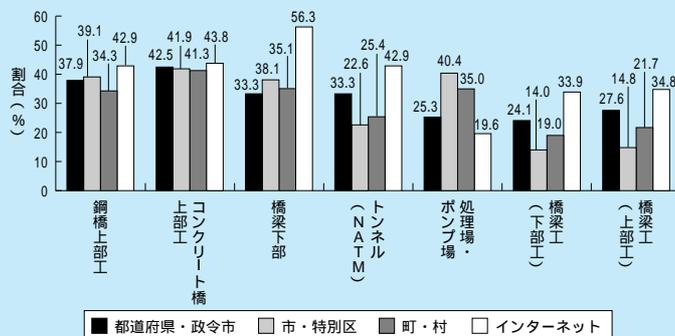


図 6 (1) 品質保証制度を導入すべき工事 (割合) について

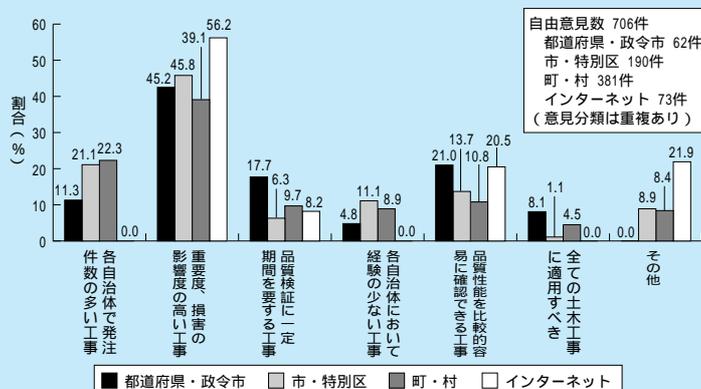


図 6 (2) 品質保証制度を導入したら良いと思われる工事について

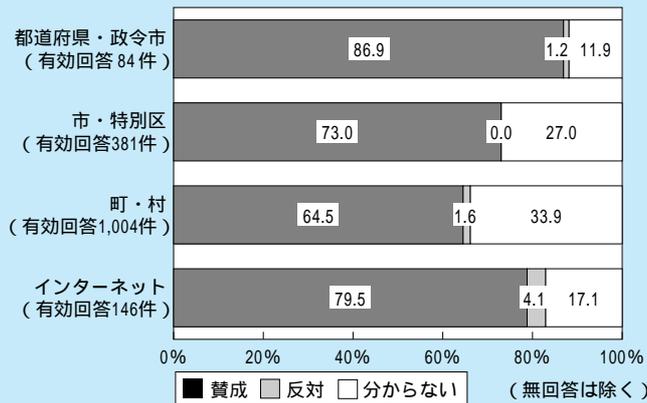


図 7 (1) 的確な企業選定に対して

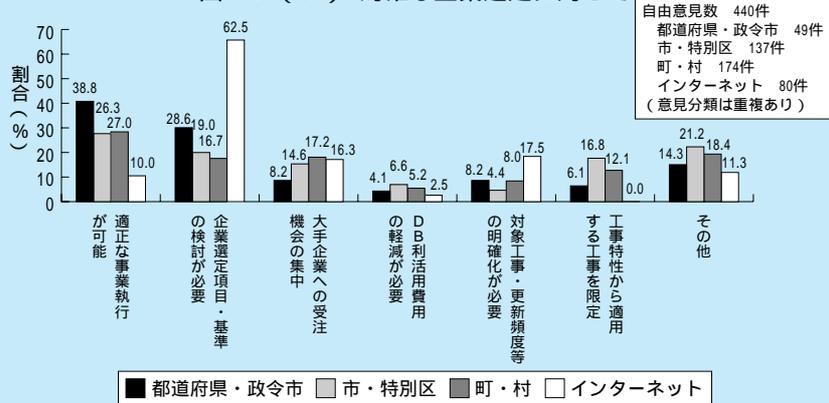


図 7 (2) 的確な企業選定方法について

見とともに、重要度の高い構造物あるいは損害の影響度が大きい構造物に対して導入すべきとの意見が多く見受けられました。また、構造物の種別としては、橋梁関係、トンネル (NATM)、処理場・ポンプ場等に対して導入するのが良いとする意見が多くなっています。

(3) 的確な企業選定について

的確な企業選定を行うために、これまで以上にきめ細かな各企業が持つ技術力審査等を行うことを提案しております。そのためには、工事成績評定の適切な実施、種々データのデータベースへの登録といったことが一方では必要となります。今回提案している企業選定方式についての質問に対し、図 7 の結果が得られました。

ここでは、技術力審査等を伴う企業選定については、「賛成」との意見が大半を占めています。ただし、町村における賛成意見は、都道府県・政令市、市・特別区と比べて、60%台と低くなって

います。また、受注者の意見が多く反映されているインターネットでは、企業の評価項目を含め、選定基準の検討を指摘する意見が多く見受けられます。

(4) さいごに

今回のパブリックコメントの結果においては、発注者業務の補完方策として発注者支援を受けることに、優先順位が高くあげられていました。同時に、実際発注者支援業務を行うにおいては、第二次とりまとめで挙げていた以外にもいくつかの課題があることも分かりました。今後とも、今回の結果を参考にして、発注者としての責任を果たすために必要な施策について検討を行い、実際に取り組みを進めてまいりたいと思います。

なお、パブリックコメントの結果については、以下の URL でも見ることが可能です。

(<http://www.mlit.go.jp/tec/index.html>)